

# 意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金交付要綱

令和元年5月21日付け林第153号  
(最終改正：令和7年3月17日付け林第844号)

## (趣旨)

第1 県が交付する「意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金」(以下「補助金」という。)については、補助金等交付規則(昭和32年5月31日付島根県規則第32号。以下「規則」という。)に定めるもののほかこの要綱の定めるところによる。

## (補助金交付の目的等)

第2 規則第3条の規定による補助金の目的、交付の対象である事業の内容、補助金の額等は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

### (1) 補助金交付の目的

林業経営者が経営体質強化のために行う活動経費の一部を支援することにより、事業拡大と経営安定に向けた目標を掲げ、就業者の増員や高性能林業機械の導入などに積極的に取り組み、高い収益性を確保して、長期的に健全な林業経営を実行できる能力を有する「意欲と能力のある林業経営者」の育成・強化を行う。

### (2) 補助事業者

補助事業者は、公益社団法人島根県林業公社(以下「林業公社」という。)とする。

### (3) 補助対象事業

別表1に掲げる林業経営者が経営体質強化のために行う活動経費の助成を林業公社が行う事業とする。林業経営者が経営体質強化のために行う活動内容については別表2のとおりとする。

### (4) 補助対象経費及び補助率

別表1のとおりとする。

## (補助金の交付申請)

第3 林業公社が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 林業公社は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時においては当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

## (補助事業の変更承認申請)

第4 林業公社が規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金変更交付申請書(様式第2号)を知事に提出しなければ

ならない。ただし、別表 1 に定める変更以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

(補助事業の概算払請求)

第 5 林業公社が概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金概算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 6 林業公社は、補助事業が完了したときは、規則第 10 条の規定により意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業費補助金実績報告書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

3 実績報告を行うに当たっては当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 7 規則第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第 8 知事は、第 3 の 2 ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 林業公社は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 5 号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第 9 林業公社は補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

附 則（令和元年 5 月 21 日林第 153 号）

この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 19 日林第 1067 号）

この要綱は、令和 2 年 3 月 19 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日林第 1209 号）

この要綱は、令和 3 年 3 月 18 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則（令和4年3月22日林第1366号）

この要綱は、令和4年3月22日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則（令和5年3月16日林第1292号）

この要綱は、令和5年3月16日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則（令和7年3月17日林第844号）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

別 表 1

大区分	小区分	補助対象経費	補助率	重要な変更
林業経営者 活動経費補 助金	インターンシップ促進支援	林業経営者が経営体質強化 のために行う活動経費（別表 2）の助成	10/10	大区分ごとの補 助対象経費の3 割を超える増減
	短期林業就業体験支援			
	新規就業者技術習得支援			
	週休二日制の導入体制づく り支援			
	就労環境改善支援			
諸経費	補助金交付事務費	林業公社が上記の補助金の 交付を行うための事務費	10/10	

別 表 2

区分	補助対象経費	補助率等
インターンシップ促 進支援	インターンシップを受け入れる林業事業者が、インターン シップ参加者に対し、参加に要した宿泊費・交通費に行う 経費助成に対する補助金 (条件等) ・対象者：島根林業魅力向上プログラム登録事業者 ・宿泊費：5日未満のインターンシップに限定 し、最大4泊まで ・交通費：県外からの参加者に限定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・宿泊費：4,900円/泊 上限</li> <li>・宿泊費と交通費の補助 金額の合計30,000円/人 上限</li> </ul>

<p>短期林業就業体験支援</p>	<p>林業事業者の UI ターン希望者や県内求職者の積極的な雇用を促すため、1ヶ月から3ヶ月間の短期間で行う就業体験受入に要する経費助成 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：島根林業魅力向上プログラム登録事業者</li> <li>・就業体験の期間：1ヶ月～最大3ヶ月まで</li> <li>・女性就業体験者：仮設トイレ・車・簡易更衣室等のレンタル及びリース料を補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労災保険料等：実費</li> <li>・短期雇用日数分</li> <li>○指導費：99,000円/月</li> <li>・上限3ヶ月</li> <li>○消耗品：実費</li> <li>・40,000円 上限</li> <li>○滞在宿泊費</li> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・20,000円/月 上限</li> <li>○女性就業体験者に係る設備レンタル及びリース料：実費</li> <li>・123,000円/月 上限</li> </ul>
<p>新規就業者技術習得支援</p>	<p>新規就業者を雇用する林業事業者が、早期に技術を習得させるため、林業に必要な資格の取得及び機械操作の技術習得を支援</p> <p>①資格取得支援 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：島根林業魅力向上プログラム登録事業者</li> <li>・新規就業者が事業者への就業後2年以内に取得する資格に要する経費であること</li> </ul> <p>②技術習得支援 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：島根林業魅力向上プログラム登録事業者</li> <li>・就業後2年以内に取得した資格に対する林業機械の操作訓練については、取得後1年以内に行われる訓練に要する経費とする。但し就業前に取得した資格に対する訓練については、事業者への就業後1年以内に行われる訓練に要する経費であること</li> <li>・操作訓練のための機械リース期間は6ヶ月を上限とする</li> </ul>	<p>①資格取得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：資格取得に要する資験受講料</li> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・新規就業者1人当たり200千円/2年 上限</li> </ul> <p>②技術習得支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：訓練に使用する林業機械リース料</li> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・1事業者当たり2,000千円/年 上限</li> </ul>
<p>週休二日制の導入体制づくり支援</p>	<p>週休二日制（予定含む）の導入に向け、作業効率化等に取り組む林業事業者への補助金 (条件等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：島根林業魅力向上プログラム登録事業者</li> <li>・週休二日制の導入に取り組み、しまね林業士（中級以上）の資格取得者がいること</li> </ul>	<p>250千円/作業班・年以内（定額補助）</p>
<p>就労環境改善支援</p>	<p>若者や女性などの林業就業促進に向け、就労環境改善のための施設整備（林業機械導入を含む）、福利厚生を充実させるための取組、労務連携（他事業者等からの労務受け入れ）に要する経費助成 (条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者：島根林業魅力向上プログラム登録事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設整備</li> <li>・補助率：1/3以内</li> <li>・6,000千円/件 上限</li> <li>*女性就労環境の改善</li> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・6,000千円/件 上限</li> <li>○福利厚生を充実させるための取組</li> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・50千円/件 上限</li> <li>○労務連携</li> <li>・対象：労務受け入れに要する宿泊費、交通費</li> <li>・補助率：1/2以内</li> <li>・宿泊費：4,900円/泊 上限</li> <li>・交通費：実費（自家用自動車移動の場合は18.5円/km）</li> <li>・2,000千円/事業者 上限</li> </ul>

各区分の補助金額合計は、千円未満を切り捨てとする。